

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する選考審査要綱

平成24年4月18日制定
改正 平成27年3月25日
改正 令和元年7月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則（平成21年規程第5号）第7条及び公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程（平成24年規程第5号）（以下「規程」という。）に規定する青森公立大学大学院特待奨学生（以下「特待奨学生」という。）の選考審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

- 第2条 規程第4条により、所定様式による特待奨学生の申請があったときは、規程第5条により設置した特待奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）は、申請した学生が特待奨学生として相応な人物であるか判断するため、研究目的、研究計画、将来展望等について面接審査を行うものとする。
- 2 規程第2条第1項第1号に規定する社会人特待奨学生については、前項の面接審査の結果と入試選抜時の試験結果を合計した総合点数により選考する。
- 3 規程第2条第1項第2号に規定する学内進学特待生については、本条第1項の面接審査の結果と入試選抜時の試験結果を合計した総合点数及び特待奨学生の申請時点における累積GPAにより選考する。

(選考基準)

- 第3条 前条第2項の選考審査における選考基準は、その総合点数が満点の8割以上の者を選考するものとする。
- 2 前条第3項の選考審査における選考基準は、その総合点数が満点の8割以上の者で、かつ特待奨学生の申請時点における累積GPAが3.00以上の者を選考するものとする。

(継続審査の方法)

第4条 規程第9条に規定する特待奨学生の継続審査については、委員会は特待奨学生の履修状況及び研究の進捗状況に関する面接審査を行い、その結果及び継続審査時点までの成績状況により、その継続の可否を審査する。

(継続審査の基準)

第5条 前条の特待奨学生に係る継続審査の認定の基準は、長期履修者を除く博士前期課程に在籍する者については、次に掲げる各号を全て満たす者を認定す

るものとする。

- (1) 前条の面接審査における点数が満点の8割以上であること。
- (2) 課題研究指導を除く必修科目を全て修得していること。
- (3) 継続審査時点までに修得した科目の成績評価が全て「A」であること。
- (4) 継続審査時点での修得単位数が18単位以上であること。

2 博士前期課程で長期履修者及び博士後期課程に在籍する特待奨学生に係る継続審査の認定の基準は、次に掲げる各号を全て満たす者を認定するものとする。

- (1) 前条の面接審査における点数が満点の8割以上であること。
- (2) 継続審査時点までに修得した科目の成績評価が全て「A」であること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、特待奨学生の審査に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年4月18日から実施する。

附 則 (平成27年3月25日)

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (令和元年7月12日)

(実施期日)

この要綱は、令和元年7月12日から実施する。

(経過措置)

この要綱の実施の際現に存するこの要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式1（第2条関係）

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生申請書

年 月 日

公立大学法人青森公立大学理事長 様

青森公立大学大学院経営経済学研究科
博士 _____ 課程

氏 _____ 名

印

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生について、下記のとおり申請します。

記

学籍番号（受験番号）	
入試選抜区分	
在学中の勤務先 （職 種）	
勤務先の所在地	〒 _____ TEL _____（ ）
<修了までの履修計画>	
（承諾事項） ①特待奨学生として認定された場合、年度末において継続審査を受けることを承諾します。またその際、成績評価に係る情報について審査資料として取り扱いすることについて承諾します。 ②継続審査において、審査基準に満たず特待奨学生の継続が不可となった場合、一切の異議申し立てを行いません。	

